

外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか？

—焼津市T団地での調査から—

Can Foreign Residents become the Support and Driving Force of a Future Local Community? : The Results of an Intensive Research at a Public Housing in Yaizu City, Shizuoka Prefecture

池上重弘

文化政策学部国際文化学科
Shigehiro IKEGAMI

Department of International Culture
Faculty of Cultural Policy and Management

福岡欣治

文化政策学部文化政策学科
Yoshiharu FUKUOKA

Department of Regional Cultural Policy and Management
Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では、居住者の多国籍化・多言語化・多文化化が進展した焼津市T団地を事例として取り上げ、今後の多文化共生社会実現に向けて地域コミュニティはどのような方向を目指すべきかを論じた。アンケート調査の結果から、T団地に住む外国人のなかには長期滞在を希望する者も少なからず存在することが明らかになり、また、近隣とのつきあいや日本人との交流にも積極的な傾向が認められた。今後も外国人居住者の存在は団地自治会にとって所与の条件となり続けるだろう。そのため、外国人居住者を自治会活動の阻害要因として捉えるのではなく、新しいコミュニティづくりのリソース（人的資源）として捉えるような発想の転換が求められる。つまり、相互理解と交流の促進を通じて、外国人居住者を地域コミュニティの担い手として組み込んでいかなくてはならないのである。それは「外国人問題」の解決ではなく、地域コミュニティの再生という文脈で考えてゆくべきものだろう。

This paper discusses the appropriate direction for a local community through a case study at a public housing in a multinational, multilingual and multicultural setting. The results of our questionnaire survey demonstrate that not a few foreign residents in the public housing wish to keep on staying in Japan and show a noticeable tendency to be more active in mingling with their fellow citizens and to make more contact with Japanese residents. Considering this situation, Japanese residents are required to regard foreign residents not as an obstacle to the self-governing organization activities but as a potential human resource for the community. Through mutual understanding and increasing daily contacts, Japanese residents should enter into partnership with foreign neighbors as the support and driving force of the future local community. This is not a process of resolving "foreigner related problems" in the public housing but a way of revitalizing the local community.

1. はじめに

焼津市は水産業と水産加工業を産業基盤とする静岡県中部の都市である。人口約12万人の焼津市における外国人登録者は2002（平成14）年3月末現在で2,413人であり、そのうちの1,260人（約52%）をブラジル人登録者が占める。焼津市に住む外国人労働者の大半は、業務請負会社に雇用されて水産加工工場で就労する「間接雇用」形態の労働者である。

ブラジル人をはじめとする外国人の多くが市南東部にある県営住宅T団地（以下「T団地」）に居住するようになり、ここ数年のうちにT団地の外国人世帯比率は急速に高まった。T団地を管理する静岡県島田土木事務所の資料によれば、総戸数406戸が入居可能なT団地の外国人世帯比率は、1999（平成11）年度が18.8%、2000（平成12）年度が24.2%、2001（平成13）年度が30.3%、そして2002（平成14）年度が31.1%であり、静岡県下では第4位の高比率となっている。外国人居住者の増加に伴って日本人居住者と外国人居住者の間に緊張関係が生じている集住団地は決して少なくないが、T団地においても2002年8月に、外国人増加に伴う生活上の問題を取り上げた嘆願書が日本人居住者から管理部局に提出された。地域コミュニティレベルでの「文化摩擦」が、日本人居住者側からの異議申し立てという形をとって顕在化したと言える。

そこでわれわれは、多国籍化・多言語化・多文化化が進展した公営住宅での生活に対する居住者自身の意識を把握するため、T団地に住む日本人居住者と外国人居住者双方を対象としたヒアリング調査と大規模なアンケート調査を実施した。本稿は、2002年10月から11月にかけて実施した調査の結果にもとづき、アンケート

調査実施後の団地の変化も視野に入れながら、今後の多文化共生社会実現へ向けての方向性を探ることを目的とする¹⁾。

まず次章では、公営住宅における外国人居住者との共生に関心をおく理論的背景を述べる。続く第3章では、焼津市の産業の特色を概観した上で、外国人登録者数のデータをもとに、焼津市における外国人増加状況と地理的分布の偏りを明らかにする。第4章において外国人居住者が増加したT団地の様相を記述したのち、第5章では2002年度の居住者意識調査の結果から、団地の多文化状況に関する日本人居住者と外国人居住者の意識を探る。第6章では2002年度の調査以降の変化をたどり、第7章のむすびにおいて、外国人居住者の増加する地域コミュニティが目指すべき方向性を提示する。

2. 公営住宅と「外国人問題」

「失われた10年」とも表現される1990年代は、日本の経済環境・労働環境が劇的に変化した10年でもあった。不況下において製造業現場ではコストダウンの要請が強まり、生産ペースの変動に合わせて流動的・可変的に調整する末端労働力を社外から臨機応変に調達する生産形態が定着した。日系人労働者の圧倒的多数は、業務請負業者に「間接雇用」された「景気調整のためのバッファ（緩衝）要員」であり、製造業を中核とした地域労働市場での周辺的労働力として、労働市場の二重構造のなかに分断・固定化されている[大久保 1998]²⁾。

しかし滞在の長期化、家族滞在の増加といった背景のなかで、日系人労働者とその家族をめぐる諸問題は「地域における生活者」としての側面からも捉えられるようになった。本稿のテーマとの関連で言えば、「居住者」

としての側面である。第二次世界大戦後、大量の移民労働者を受け入れた西欧諸国では、移民の失業問題と並んで移民の地理的集中とそれに伴う住宅問題が深刻な社会問題となってきた〔下平 1992〕。たしかに西欧諸国でもこのように移民の居住をめぐる問題が発生しているが、ドイツ、フランス、オランダなどでは、住宅保障を社会保障制度の一部に含むという基本的な姿勢が確立されており、外国人・移民にも平等適用の方向で運用されてきた。しかしながら、日本ではそもそも住宅政策を社会保障の根幹のひとつに据える姿勢を欠き、外国人労働者に対する住宅政策という視点は乏しかった〔宮島 2003: 109 - 111〕。その結果、ニューカマー外国人が増加し始めた 1980 年代後半には、外国人に関する住宅問題は入居差別問題としてクローズアップされ、外国人の定住化が進むにつれて近隣コミュニティとの関係を含めた居住問題へと発展していった〔稲葉 2003〕。

1990 年代に急増した日系人の場合、人材派遣会社が借り上げた民間アパートや会社所有の社宅に労働者（とその家族）を住ませ、生活全般を囲い込んで管理する形態が一般的だった。住宅の確保はもちろんのこと、日本での生活の術をほとんど知らないまま来日する日系人にとって、この居住形態は選べる唯一の選択肢であると同時に、所与の条件下での合理的なしくみとして受け入れられていた側面もある。浜松市で実施されたアンケート調査によれば、「会社の寮や社宅」と「会社契約の貸家」のように人材派遣会社が直接関与する居住形態が 1992 年調査でほぼ 9 割、1996 年調査でも 8 割弱を占めていた〔喜多川 1996: 144〕。しかし近年、大都市近郊や地方都市では、民間賃貸住宅ばかりでなく公営住宅に入居する外国人が増えており、なかでもインドシナ難民や日系人には特定団地への集住傾向が強く認められる〔稲葉 2003〕。

日系人に関してみると、公営住宅への入居が増加する要因として次の 5 点を指摘できる。すなわち、①人材派遣会社の「囲い込み」から離脱し、万一解雇されてもとりあえず住む場所は確保できること、②特定業者の用意した住居に縛られないため、より良い条件の職場を求めて人材派遣会社を渡り歩くことが可能になること、③人材派遣会社の用意したアパートより安くて広い住環境を入手できること、④同胞が集まっている団地の場合は生活上の利便があること、そして⑤人材派遣会社自体が積極的に保証人となって公営住宅を社宅がわりに利用する場合があること、である〔池上 2001a: 80 - 82〕。もちろん、募集に関して外国語による情報提供がある点も忘れてはならない。こうして滞在の長期化に伴い、家族滞在の日系人のなかには公営住宅への入居を選択する者が増加してきたのである³⁾。

本稿で公営住宅における多文化状況に注目するのは、単に公営住宅に入居する外国人が増えてきたという量的な背景があるからだけではない。人材派遣会社が用意したアパート・社宅に住む外国人は空間的に隣接する日本人住民と社会的な関係を形成する契機に乏しく、両者の社会関係はきわめて希薄である。それに対して公営住宅においては、その居住者である以上、外国人であっても

共通の生活ルールを守り、自治会活動など一定の義務を果たしながら生活することが求められる。言い換えれば、公営住宅での居住は生活空間の共有と社会関係の形成が結びついた（あるいは結びつくことを前提とした）居住形態なのである。その意味で、外国人増加に伴う地域社会の問題がより先鋭的に表出する場であるとも言える。

↑団地における多文化状況について描写する前に、次章では焼津市の産業の特色と外国人増加の様相について概観したい。

3 焼津市の産業と外国人労働者

3-1 焼津市の産業の特色⁴⁾

焼津は遠洋漁業の基地として広く知られ、水産業が重要な基幹産業となっている。2000 年の焼津漁港の年間水揚げ総量は 25 万トン（遠洋漁業の焼津港と沖合沿岸漁業の小川港の合計）に達し、なかでもカツオは水揚げ高が日本一である。また同年の水揚げ金額は 453 億円で全国 3 位となっている。

焼津では遠洋漁業の発達とともに水産加工業も発展してきた。焼津市の 2002 年工業統計調査にもとづき、従業員 4 人以上の事業所を対象とした業種別の製造品出荷額をみると、4 千億円近い年間総出荷額のうち、約 3 分の 1 が食料品によって占められていることがわかる。とりわけ、水産食料品の割合が全体の 20% を超えている点は注目する。これは焼津港の後背地や水産加工団地などで、地元や輸入・移入の原魚を用いた水産加工業が発達しているからである。さらに近年では、飲料などの食品工業、輸送機械や電子部品などの機械工業も盛んになり、飲料等が製造品出荷額の 16.4%、輸送機械が 6.7%、一般機械が 4.1%、プラスチック製品が 3.3% を占める。

3-2 焼津市における外国人登録者

表 1 は、焼津市における外国人登録者数の推移を 1988 年から 1 年おきに示したものである。1988 年の登録者数は 265 人であった。その時点ではブラジル国籍やペルー国籍の登録者はなく、韓国・朝鮮籍の者が 205 人（77.3%）を占めていた。改定入管法施行直前の 1990 年 3 月末の時点では外国人登録者が 337 人に微増しているが、ブラジル籍の登録者はわずかに 13 人いるだけで、ペルー国籍者の登録はまだない。しかし 1992 年までの間に登録者総数は倍増し、ブラジル国籍者の比率も 4 割に跳ね上がった。その後、韓国・朝鮮籍者は横ばいしないし微減する一方、ブラジル、中国、フィリピン、ペルー国籍者の登録はおしなべて増加の一途をたどり、現在に至っている。2002 年 3 月末現在の外国人登録者数は 2,413 人で、総人口 118,248 人（2000 年国勢調査）に占める割合は 2.0% である。外国人登録者数全体に占めるブラジル籍登録者の比率は 52.2% で、ほぼ同じ時期（2001 年 12 月末現在）の静岡県全体の平均値（52.0%）と近似している。

焼津市内に住むブラジル人をはじめとする南米系の

人々の多くは、焼津港後背地の水産加工工場や、T団地に近いW地区にある水産加工団地で就労している。また、輸送機械製造業の工場で働く外国人もいる。南米系の人々のなかには直接雇用形態で働く者もいるが、圧倒的多数は人材派遣会社に雇用される間接雇用形態で働いている。

中国人の場合、大半は研修ビザを取得して日本に出国・滞在し、実質的には工場労働に従事している⁵⁾。また焼津市内にある大学（2004年3月まで短期大学）に在籍する中国人留学生も、登録者数のなかに含まれている。フィリピン人については、興行ビザで出国・滞在中の成人女性が多数を占め、飲食業・接客業に従事する者が多い。しかしわずかではあるが、業務請負業者に雇用されて工場労働に従事するフィリピン人もいる。

表2は、2002年3月末日現在の登録者数上位10位までの国籍を取り上げ、16歳未満と16歳以上のふ

たつの年齢層について、さらに男女別と合計の登録者数を記したものである。数こそ少ないが、10位までの間に、アルゼンチン（40人）、ボリビア（28人）、コロンビア（15人）と、南米諸国からの登録者が含まれていることに注目しておきたい。

まず16歳未満の登録者の比率に目を向けると、上位5位までのなかでは、ブラジル（21.2%）とペルー（21.4%）で16歳未満の子どもが2割を超えている点が目立つ（6位以下ではアルゼンチンと米国で2割を超えている）。これらの外国人については、子どもを伴った家族滞在形態が多いことがうかがえる。他方で、中国（2.6%）とフィリピン（1.5%）は16歳未満の登録者がほとんどいない。

次に男女比率に目を転じると、家族滞在形態が多いブラジル、ペルー国籍者については、男女比もほぼ同等であることがわかる。中国籍者の場合も男女比はほぼ同じ

表1 焼津市における外国人登録者数の推移

	1988	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002
ブラジル	0	13	312	564	680	756	964	1,260
中国	5	12	16	52	68	130	148	306
フィリピン	39	66	73	59	62	104	163	274
ペルー	0	0	53	91	94	148	195	215
韓国又は朝鮮	205	217	211	204	212	199	187	176
その他	16	29	62	73	79	130	161	182
外国人登録者総数	265	337	727	1,043	1,195	1,467	1,818	2,413
ブラジル人比率	0.0%	3.9%	42.9%	54.1%	56.9%	51.5%	53.0%	52.2%

出典：焼津市国際交流室資料。

各年の数字は3月末日現在のものである。

ブラジル人比率として示したのは、外国人登録者総数に占めるブラジル国籍者の割合。

表2 焼津市における外国人登録者数の年齢層別・男女別人口

	合計	16歳未満				16歳以上		
		男	女	計	(比率)	男	女	計
ブラジル	1,260	147	120	267	21.2%	562	431	993
中国	306	6	2	8	2.6%	153	145	298
フィリピン	274	3	1	4	1.5%	11	259	270
ペルー	215	20	26	46	21.4%	89	80	169
韓国・朝鮮	176	12	8	20	11.4%	73	83	156
アルゼンチン	40	4	6	10	25.0%	19	11	30
ボリビア	28	1	3	4	14.3%	12	12	24
米国	18	3	1	4	22.2%	9	5	14
コロンビア	15	0	1	1	6.7%	9	5	14
インドネシア	13	0	0	0	0.0%	11	2	13
その他	68	0	0	0	0.0%	34	34	68
合計	2,413	196	168	364	15.1%	982	1,067	2,049

出典：焼津市国際交流室資料（2002年3月末日現在）。

である。しかしながら、フィリピン国籍者についてみると男女比はほぼ 1 : 24 であり、圧倒的に女性が多い。

3-3 焼津市内での外国人の居住分布

表 3 は、焼津市内の地区別・字別人口のデータをもとに、W地区およびその一角を占めるT団地への外国人の集中程度を示したものである。2000年の国勢調査によれば、焼津市全体の人口は118,248人となっている。W地区の人口は17,222人で焼津市全体の14.6%、T団地（団地がひとつの自治会となっている）の人口は1,488人で1.3%を占めるにすぎない。ところが、2002年3月末日現在の外国人登録者数をみると、焼津市全体の登録者数2,413人のうち、実に1,111人（46.0%）がW地区に集中し、T団地だけで478人が居住している。T団地には、焼津市に住む外国人の約20%が住んでいることになる。W地区内には県営住宅のT団地以外にも外国人居住者の多い雇用促進住宅がある。またこれらの団地のほかにも、W地区には外国人の住む民間アパートが数多く存在する。16歳未満の若年層についてみると、W地区およびT団地への集住傾向はより一層顕著になる。家族滞在の外国人がこの地区、とくにT団地に集住していることが、この数字から読み取れるのである。

3-4 外国人増加に対する行政（焼津市）の対応

焼津市では、外国人住民の増加に対応するため、1993年に総務部行政課の中に国際交流室を設置した。1994年から1996年までに間に、外国人対応のガイドマップ、生活ガイドブック、「ごみの手引き」等、ポルトガル語版、スペイン語版、中国語版、英語版の翻訳資料を発行し、市民課窓口において外国人登録時に手渡すようにしている。また、1997年より毎月1回、ポルトガル語版広報誌「KOHO YAIZU」を発行している。これはA3判の紙に両面印刷したものを二つ折りにした簡素なものだが、ごみ出しのカレンダーや健康診断・当番医の情報など、生活に関連した情報が掲載されている。現在は毎月約400部を印刷し、T団地自治会、水産加工センター、焼津市内のブラジル人学校などに配布するほか、ブラジル人の利用が多い市役所の窓口や店舗の店頭置く。さらに人材派遣会社の担当者が受け取りに来る場合もある。しかしながら、窓口や店頭置く場合、目立つ場所でないとなかなか持って行ってもらえないようで、電話相談の担当者によれば、広報に記載されている事項を電話で問い合わせることも多い

という。

焼津市国際交流室には、外国語に対応する嘱託職員が12人おり、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語に対応している。市役所の各種窓口や市立病院などの公的機関で通訳の要請があった場合、これらの嘱託員が時間を調整した上で出向いて対応する。また自治会からの文書翻訳依頼についても嘱託員が対応して翻訳する。ただし、私的な翻訳依頼には対応せず、翻訳・通訳業者を紹介するようになっている⁶⁾。

4 T団地と外国人居住者

4-1 静岡県県営住宅における外国人の入居

T団地は、静岡県によって提供される県営住宅である⁷⁾。「県営住宅への入居のご案内」と題されたパンフレット（2002年度版）の記載によれば、静岡県の県営住宅への入居申込みに際して、①現に国内に同居し又は同居しようとする親族があること、②現に住宅に困窮していること、③月額所得が所定の基準に該当すること、④確実な連帯保証人のあること、などが条件となる。月額所得を証明する書類の提出があれば、来日から1年が経過していない外国人であっても、県営住宅への入居を認められる場合がある。

外国人が公営住宅への入居を希望する際、日本人の場合以上に連帯保証人の確保が大きなハードルとなる。上記パンフレットには、連帯保証人の条件として「原則として県内在住の保証能力のある親族の方で、日本国籍を有する方、または永住者、特別永住者でありかつ公営住宅に居住していない方」という記載がある。2002年4月以前には、永住者ないし特別永住者ではない外国人が保証人になることも認められていたが、外国人は流動性が高く、保証人となった外国人自身が県外（国外）へ転居するなどして問題が生じることもあったため、現在のような条件に変更された。島田土木事務所の担当課長によれば、2002年4月以降に新規入居した外国人のほとんどが、人材派遣会社の雇用主など日本人の連帯保証人を立てているという。ただし、「県内在住」や「親族」という条件は、日本人申請者の場合も含めてあまり厳格には適用されていない⁸⁾。

入居に際しての説明会では、6ヶ国語（日本語、ポルトガル語、スペイン語、ハングル、中国語、英語の対訳）で表記された簡易な資料を配付し、担当者が口頭で要点を説明する。浜松市および周辺部の県営住宅を担当する静岡県住宅供給公社西部支所では、通訳の嘱託職員

表 3 焼津市全体とW地区における外国人登録者数の年齢別・男女別人口

単位：人

	人口総数		外国人登録者数		16歳未満				16歳以上			
	人数	(比率)	人数	(比率)	男	女	計	(比率)	男	女	計	(比率)
焼津市全体	118,248	100.0%	2,413	100.0%	196	168	364	100.0%	982	1,067	2,049	100.0%
W地区	17,222	14.6%	1,111	46.0%	122	105	227	62.4%	468	416	884	43.1%
T団地	1,488	1.3%	478	19.8%	67	59	126	34.6%	181	171	352	17.2%

出典：人口総数については2000年国勢調査、外国人登録者数については焼津市国際交流室資料（2002年3月末日現在）。

が説明会に立ち会う上、『県営住宅自治会のあらまし』と題した6ヶ国語対訳の冊子を作成し、各団地の自治会について詳細な情報を提供している。しかし2002年度当時、中部支所では予算の都合により通訳の常時立ち会いは実現していなかった。日本語理解の不十分な外国人の場合、入居申込みや入居説明会に際しては代理人(たいていは人材派遣会社の職員と思われる)が同行することが多い。

4-2 T団地への外国人集中の背景

T団地は島田土木事務所管内ではもっとも古い県営住宅で、1969年から1974年にかけて建てられた。団地内には4階建て5棟、5階建て7棟、合計12棟があり、管理戸数(入居可能な戸数)は406戸となっている。築年数の古さと平均40m²という専用面積の狭さ、そして間取りの使いにくさもあり、収入によって幅があるものの、家賃は1万円から2万5千円程度(2002年度)の県下最低水準に抑えられている。家賃の安さは外国人にとって大きな魅力である。

T団地は水産加工団地に近く、そこで就労する外国人にとって利便性が高い。また、団地周辺にはブラジル雑貨店や焼津ブラジル人学校(生徒数約80人)などエスニック・インフラストラクチャが整い、外国人の入居をさらに促進する要因となっている。

それでは以下、T団地の居住者に関するデータを詳細に検討してゆこう。

4-3 T団地居住者の属性

表4は、2002年9月末現在のT団地における居住者全員を「日本人」と「外国出身者」に大きく区分し、その上で男女別・年齢層(10歳コーホート別)に人数を記したものである。分析の元になったのは、島田土木事務所より提供を受けたT団地の居住者データに、T団地自治会役員からの聞き取り調査で得られた情報を加味して作成されたデータである。国籍欄に「日本」と記載

されていても、ふだんつきあいのある自治会役員が「外国出身」と指摘する居住者については「外国出身者」として統計上の処理を施した。表4から次の3点が明らかになる。

- (1) T団地の全居住者1,006人のうち、日本人は624人(62.0%)、外国出身者は382人(38.0%)である。
- (2) 一番下に記されている合計欄の男女の人数を比較すると、外国出身者では男女比がほぼ1:1なのに対し、日本人では女性の比率が男性よりも若干高いことがわかる。30歳を超える層ではいずれも女性の方が多いことから、母子家庭や高齢女性の独居世帯の多さがうかがえる。
- (3) 年齢層別に日本人と外国出身者を比較してみると、外国出身者は40代までにほぼ9割が集中し、分布の中心が30代の働き盛りにあることがわかる。それに対し、日本人の場合は10代、20代の人数も多いものの、そのほかの年齢層でも60代まではどれも10%を超える分布があり、60代以上が約2割を占めている。ここから、高齢者問題もT団地の抱える大きな問題であることが指摘できる。

4-4 T団地自治会の組織

T団地自治会は、その名の通り、T団地の居住者によって構成される。T団地自治会は、①自治会→②棟ごとに構成される組→③階段ごとに構成される班、という階層的な組織形態をとっている。T団地自治会役員として中核的役割を担うのは棟ごとに決められる組長である。自治会役員のうち、会長、副会長(書記)、会計の三役を含む自治会役員は組長から選出されるが、各棟の組長は毎年交代するので、役員が1年の任期を超えて再任することはまれである。このようにT団地自治会では、特定の人物が長期にわたって自治会長を務める形態にはなっていないため、役員負担の均等化という点ではメリ

表4 T団地居住者の男女別・年齢層別居住者数(2002年9月末現在)

単位：人

年齢層	日本人*				外国出身者**			
	男性	女性	合計	(比率)	男性	女性	合計	(比率)
80歳～	7	8	15	2.4%	0	0	0	0.0%
70～79歳	10	23	33	5.3%	0	0	0	0.0%
60～69歳	28	45	73	11.7%	3	3	6	1.6%
50～59歳	37	48	85	13.6%	14	15	29	7.6%
40～49歳	26	46	72	11.5%	21	24	45	11.8%
30～39歳	31	45	76	12.2%	46	52	98	25.7%
20～29歳	58	40	98	15.7%	34	42	76	19.9%
10～19歳	62	39	101	16.2%	34	35	69	18.1%
0～9歳	37	34	71	11.4%	37	22	59	15.4%
合計	296	328	624	100.0%	189	193	382	100.0%

出典：島田土木事務所資料にT団地自治会での聞き取り資料を加味して一部改変。

*：「日本人」とは、日本国籍を持つ者のうち、外国出身者ないしその子孫を除いた者を指す。

**：「外国出身者」とは、国籍の如何にかかわらず外国出身者ないしその子孫を指す。

ットがあるが、自治会運営が継続性を欠き、運営のノウハウが蓄積されないというデメリットも併せ持つ。2002年度の自治会長は20年以上T団地に住んでいるが、「1年ごとに団地自治会の役員が交代するので、役員といっても全体の状況がわからない。市役所などめったに行かないので、役所のようなところでどうすればいいのかわからない」と述べていた。

T団地の生活において問題が発生した場合、①自治会長から県の管理部門（土木事務所）、②自治会長から駐在所、という2つの流れのいずれかによって解決を図る。たとえば、「音楽がやかましい」、「道端で座って大声で話している者がいる」といった内容の苦情は、たいいてい自治会長に寄せられる。自治会長が直接出向いて注意することが多いが、子どもたちの遊び場がないために生じている問題などについては、自治会長が県側に申し入れをする。掲示物への放火や不審者が団地周辺に現れた場合など、目に余る場合は駐在所に通報する。T団地と関係の深い市議員がいないため、自治会に関連した事項について地区選出の市議員に助力を依頼することはほとんどない。

上述の通り、階段を共有する各戸で構成される班がT団地自治会における末端単位となっている。自治会費の集金と焼津市から配布を依頼される広報・チラシ類の個別配布が班長の主たる業務である。焼津市が発行している外国語版広報（KOHO YAIZU）が毎月T団地にも送付されてくるので、該当言語の外国人世帯に配布する。しかし、外国語広報以外のチラシ類は日本語で書かれたものしかない。

班長の任期は1ヶ月であるため、毎月交代する。外国人居住者を班長担当者のローテーションに組み入れるか否かは各班の判断による。T団地では、日本語能力等を勘案した上で、外国人居住者に班長を担当してもらう班がある。世帯主が自分の日本語能力にあまり自信がない場合、日本語を話せる子どもが親の代わりに集金に回ることもある。しかし、外国人をローテーションから除外している班が少なくない。日本人側が「金銭問題が絡むため、信頼できる人でないとお願いできない」と理由を挙げるからである。そのため、日本人居住者の中には、負担の不公平感を表明する者もいる。

組長は各棟の代表であると同時に、毎月の定例会に参集し、各棟への配布物を仕分けしたり、団地の諸問題を討議したりするなど、自治会役員の中でも中核的役割を担っている。討議への参加や班長への連絡事項伝達では高度の日本語能力が求められるため、これまで外国人居住者が組長になることはなかった。日本語ができる外国人居住者がいても、組長業務のすべてを任せるとなると、日本人居住者側に不安が残る。外国人組長を前任者（日本人居住者）が補佐する形態はとれないかと提案されたことがあったが、組長には月額3,000円の手当がつく一方、組長補佐のような役職の規程がないため、手当支給をめぐる問題が生じるとの理由により、この提案は実現しなかった⁹⁾。

4-5 外国人居住者増加に対する自治会の対応

自治会役員から外国人居住者に対するコミュニケーシ

ョンは、基本的に日本語によっておこなわれる。T団地のブラジル人居住者の中には、ポルトガル語の翻訳文書作成に協力する人もいるが、ふだんの情報伝達の際に逐一通訳することはない。回覧板による伝達文書は漢字を用いているので、T団地では漢字がわからない外国人世帯には回覧板を回さない。清掃活動や危険物回収など団地の行事を実施する際には、情報伝達を徹底させるため、以前の役員の時に作った書式に日付や時間帯を記入してポルトガル語の掲示を出している。

県営住宅を管理する静岡県都市住宅部住宅課が作成している『県営住宅 すまいのしおり』には外国語版があり、入居者はそれを読んだ上で県営住宅での生活を開始することが求められる。自治会としては、それ以上の内容を外国人居住者に対してそれぞれの母国語で伝える方策は採っていない。ただし2001年度の自治会役員がイニシアティブをとって管理者である県に働きかけた結果、管理者側が団地内の3ヶ所に自治会側の意向を反映させた看板を設置した。そこには、夜間の騒音に対する注意など、生活ルールの遵守を求める内容がポルトガル語で記載されている。

4-6 行政への嘆願書提出

2002年8月20日付けで「県営住宅T団地日本人入居者一同」と記した嘆願書が、団地の直接的な管理者である島田土木事務所所長宛に提出された（代表者として署名・捺印しているのは団地の自治会長だが、この嘆願書はT団地自治会として正式に決議されたものではない）。嘆願書では、「あれよあれよという間に外国人入居者が増え続け、昼夜を問わず我物顔で往来する若者外国人に、いきなり多民族との共生を強いられ、賃借人としての義務を果たせない彼らに、怒りを乗り越したものを感ずるとともに、賃借人としての義務を遂行しない貸し主に対し、憤りを覚える毎日です」と、一部の外国人入居者および管理者である県に対する憤慨の気持ちが記されている。その上で、問題を引き起こしている当事者名はすでに伝達してあるので、注意・指導・退去命令など、賃借人としての義務を履行するよう強く求めている。なお、島田土木事務所宛の嘆願書提出に先立ち、8月12日には、T団地自治会長を含む団地住民3人が市議とともに焼津市役所を訪れ、総務部長・行政課長に対し、ほぼ同様の趣旨の申し入れをした。

4-7 管理者側の主催による外国人居住者向け説明会

2002年10月14日の午後、管理者である静岡県が主催する外国人居住者向け説明会がT団地集会場にて開かれた。静岡県（公営住宅室、島田土木事務所、静岡県住宅供給公社）、焼津市（行政課）が説明側に席を取り、団地自治会役員の一部が立ち会った。これはポルトガル語とスペイン語の通訳を配置して、団地での生活のルールや県営住宅居住者に求められる義務などを南米系の人々に説明する機会であると同時に、管理者や自治会が外国人側の声に直接耳を傾ける機会でもあった。管理者側の説明をわかりやすくするため、「県営住宅入居者のみなさまへ～ポルトガル語版～」と題したイラスト入りのパンフレットが配布された。

われわれがアンケート調査を実施したのは、嘆願書が提出され、外国人居住者向け説明会が開催された後の2002年10月下旬であった。「文化摩擦」に対する日本人居住者側からの異議申し立てがなされ、それに対応する形で管理部門による外国人居住者向け説明会が開催された時点において、日本人居住者と外国人居住者はT団地の多文化状況についてどのような意識を持っていたのか。次章ではこの点について記述する。

5 団地の多文化状況に関する居住者の意識 — 2002年度居住者意識調査から —

5-1 調査の概要と方法

調査対象者は、2002年9月末時点でT団地に住む20歳以上の男女全員である。日本人用および外国人用の調査票（ポルトガル語版、スペイン語版）を作成し、いずれも面接ないし訪問留置法により、2002年10月から11月にかけて調査を実施した。調査項目は多岐にわたるが〔福岡・池上 2004〕、本稿では日本人調査と外国人調査に共通する質問項目を設けた「近隣等でのつきあい」と「生活上の諸問題」について重点的に取り上げる。日本人居住者については対象者430名中、有効回答数は276部（64.2%）、外国人居住者については対象者266名中、有効回答数は204部（76.7%）であった¹⁰⁾。

日本人調査の回答者は性別や年齢に偏りがなく、母集団（T団地に住む日本人の成人居住者）を代表していると考えられる。回答者の3割近くが60歳以上であり、外国人に比べて高齢者の比率が高い。団地居住年数の平均は約14年であり、長期居住者も少なくない。これは、団地に外国人居住者がまったく住んでいなかった頃から暮らしている人が多いことを意味している。

外国人調査の回答者も性別や年齢に偏りがなく、母集団（T団地に住む外国人の成人居住者）を代表している

とみなすことができる。回答者の年齢は日本人より若く約6割が40歳未満で、60歳未満の回答者が9割を占めた。国籍で見ると、ブラジルが72.1%と多数であり、ペルー（16.7%）、アルゼンチン（6.4%）がそれに続く。T団地での居住年数は平均3年余と短いが、一方で通算滞日年数は平均7年超であり、訪日後も複数の居住地を移動していることがうかがえる。日本語能力は一般的に低く、漢字が読める者は約2割、全体の約3分の1はひらがなやカタカナも理解不能との回答だった。

5-2 近隣等でのつきあい

表5と表6は、団地に住む居住者どうしのつきあいの程度について尋ねたものである。表5には、日本人居住者に尋ねた外国人とのつきあいの現状と、外国人居住者に尋ねた日本人とのつきあいの現状が記されている。本来であれば、それぞれの選択肢に対する両者の回答比率は一致するはずだが、そこから浮き彫りになるのはつきあいに関する認識の落差である。日本人とのつきあいに関する外国人側の回答では、「あいさつ程度」と「立ち話程度」との回答がそれぞれ43%前後いる。それに対し、日本人側の回答では、「あいさつ程度」は約45%でほぼ一致するが、「立ち話程度」は1割強しかおらず、「まったくつきあいはない」とする者が約33%にも達している。このように、外国人側の多くが「日本人とある程度のつきあいがある」と考えているのに、日本人側の多くは「外国人とつきあいはほとんどなく、あるにしてもせいぜいあいさつ程度」とみなしているのである。

この結果を表6と照らし合わせてみると、日本人どうしでも団地内の人と活発に交流しているとは言い難いことが明らかになる。同国人とのつきあいが「あいさつ程度」ないしそれ以下にとどまっている外国人はわずか16.2%であり、一般的にみて団地内の同国人と積極的

表5 団地での外国人／日本人とのつきあいの現状

団地に住む	日本人調査	外国人調査
	外国人と	日本人と
1. まったくつきあいはない	92名 (33.3%)	7名 (3.4%)
2. あいさつする程度	124名 (44.9%)	88名 (43.1%)
3. ときどき立ち話をする程度	30名 (10.9%)	86名 (42.2%)
4. 一緒に何かしたり相談したりする	12名 (4.3%)	19名 (9.3%)
不明	18名 (6.5%)	4名 (2.0%)

表6 団地での同国人とのつきあいの現状

団地に住む	日本人調査	外国人調査
	日本人と	同国人と
1. まったくつきあいはない	33名 (12.0%)	2名 (1.0%)
2. あいさつする程度	82名 (29.7%)	31名 (15.2%)
3. ときどき立ち話をする程度	92名 (33.3%)	109名 (53.4%)
4. 一緒に何かしたり相談したりする	44名 (15.9%)	59名 (28.9%)
不明	25名 (9.1%)	3名 (1.5%)

な交流を持っていることがわかる。それに対して日本人
 どうしでは、「あいさつ程度」と「まったくつきあいは
 ない」という区分に41.7%が対応する。つまり、日本
 人の場合、日本人どうしの交流も希薄なのであり、外国
 人との交流の消極さは日本人とのつきあいの傾向をより
 極端にしたものであると言える。

表7は、団地で今後、外国人／日本人とのつきあ
 いをどうしたいかについて尋ねた結果である。日本人側
 では「必要最小限」が51.8%で最多数であり、「ま
 ったくかわりたくない」と回答した18.8%と合わせ
 ると、消極的ないし拒否的な姿勢を示す者が約7割に
 達している。それに対し、外国人側では、「少しつき
 あいをしてみたい」が48.5%で最多数であり、「も
 っと積極的にかかわりたい」という回答(25.0%)と
 合計すると、日本人とは逆に、積極的なかかわりに関
 心を示す者がほぼ4分の3を占める。

このように日本人側には外国人に対する消極的・拒
 否的姿勢が顕著だが、それは日本人どうしのかかわり
 の消極性と通底し、それをさらに先鋭化させたもので
 ある。統計的分析の詳細は別稿〔福岡・池上 2004〕
 で記したが、日本人調査においては、日本人どうし
 で親密なつきあいがある人は、外国人とのかかわり
 にも積極的なことがわかった。また、外国人の場合、
 日本人との積極的なかかわりを求める回答は、日
 本語能力の相対的に高い人、若年層で子どものい
 る人、そして日本人と現在も交流のある人に顕著
 であった。

5-3 団地での生活上の諸問題に対する認識

アンケート調査に先立って、自治会役員からの予
 備的ヒアリング調査を実施した。その折りに「生活
 上の問題」として挙げられたいくつかの項目のうち、
 日本人調査と外国人調査で対比が可能なのは、①
 指定場所以外での駐車、②指定日・指定場所以外
 でのごみ出し、③窓からのごみの投棄、④屋内外
 での騒音、⑤団地内でのボール遊び、⑥屋外での
 たむろ、⑦清掃など自治会行事への不

参加、の7項目であった。

表8は、そのうちの「屋内外での騒音」について、
 日本人側の認識と外国人側の認識を対比させたもの
 である。日本人の回答では「外国人(だけ)が問題
 を起こしている」との回答が多く、全体の3分の2
 弱を占めた。「日本人も問題を起こしている」との
 回答率は、日本人調査では約10%、外国人調査
 では約32%と大きく異なっていた。

その他の6項目についても、日本人は概して「外
 国人による問題」として捉える傾向が強い。それ
 に対して、外国人は「問題」として認識する度合
 い自体が相対的に低い。外国人側の回答では、「外
 国人だけが問題を起こしている」という認識はほ
 んどの項目において少数派であり、「問題がある
 とすれば、それは日本人にも共通している」との
 認識に立った回答が多かった。つまり、外国人内
 部の多様性を認識した上で、日本人も含めた団
 地住民全体のなかでどのような問題が生じてい
 るかを捉えようとしている可能性を示唆できる。
 実際、すべての外国人が問題を引き起こしてい
 るのではない以上、「外国人の意識が低い」とい
 った枠組みでの議論は危険である。

5-4 周囲とのかかわりと問題認識の関連性

表9は、日本人調査において、団地での外国人
 の受け入れについて尋ねた結果である。あくまで
 一般論としての質問だが、回答者からみれば、
 現在のT団地の状況を踏まえての回答となろう。
 結果は「生活ルールの遵守」を条件とする人が
 約53%であった。嘆願書が提出されて間もな
 い時期の調査だったが、「一切受け入れるべき
 ではない」という完全排除の意見は約15%であ
 り、けっして多数派ではなかった。ただし、「生
 活ルールの遵守」が条件に挙げられるのは、一
 部の外国人によって生活ルールが遵守されて
 いない現状に対して、日本居住者がそれだけ
 敏感になっていることの現れでもあると言え
 よう。

表7 団地での今後の外国人／日本人との関係

団地に住む	日本人調査 外国人と	外国人調査 日本人と
1. まったくかわりたくない	52名 (18.8%)	4名 (2.0%)
2. 必要最小限以外、かわりたくない	143名 (51.8%)	45名 (22.1%)
3. 少しつきあいをしてみたい	44名 (15.9%)	99名 (48.5%)
4. もっと積極的にかかわりたい	19名 (6.9%)	51名 (25.0%)
不明	18名 (6.5%)	5名 (2.5%)

表8 屋内外からの騒音(夜間)

	日本人調査	外国人調査
1. とくに問題は生じていない	56名 (20.3%)	86名 (42.2%)
2. 日本人も問題を起こしている	27名 (9.8%)	66名 (32.4%)
3. 外国人(だけ)が問題を起こしている	172名 (62.3%)	38名 (18.6%)
不明	21名 (7.6%)	14名 (6.9%)

* ただし外国人調査では夜間に限定せず質問。

表9に示した「団地での外国人の受け入れ」と、先の表5に示された「団地での外国人とのつきあいの現状」、そして表7に示された「外国人との今後のかわりの希望」を、「外国人との交流」に関する3つのキー項目として設定し、団地での生活上の諸問題に関する回答傾向との関連性を統計的に検討した。その結果、3つのキー項目と生活上の諸問題についての認識には、数多くの有意な関連性が認められた(図1)。ここから導きだされる結論は、外国人との交流に消極的な日本人のなかには、生活上の諸問題について「外国人の問題」と認識する人が多く、逆に外国人との交流に積極的な日本人のなかには、問題を外国人だけのものとは捉えない人が多いということである。

では、外国人の場合、「日本人との交流」に関する考え方と生活上の諸問題についての認識に関連性が認められるだろうか。

表10は、外国人に対して長期滞日希望の有無を尋ねた結果である。ここでは「はい」という明確な肯定が約4割でもっとも多く、「いいえ」と明確に否定する回答はわずか1割強であった。可能な限り日本での生活を続けたいと考える外国人が、団地居住者のなかにはかなりの程度見られると言える。

外国人に関しては、表10に示した「長期滞日希望の有無」と、先の表5中の「団地での日本人とのつきあいの現状」、そして表7に記載した「団地での今後の日本人との関係」を、「日本人との交流」に関する3つの

表9 団地への外国人の受け入れ

	日本人調査
1. 無条件(日本人と同じ)	29名(10.5%)
2. 条件つき:一定の日本語能力	32名(11.6%)
3. 条件つき:生活ルールの遵守	144名(52.2%)
4. 一切受け入れるべきではない	41名(14.9%)
不明	30名(10.8%)

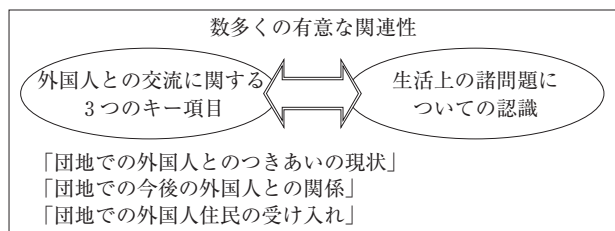


図1 日本人調査にみられる「外国人との交流」と問題認識との関連性

表10 外国人居住者の今後の滞日希望

	外国人調査
1. はい	82名(40.2%)
2. いいえ	26名(12.7%)
3. どちらともいえない	49名(24.0%)
4. わからない	44名(21.6%)
不明	3名(1.5%)

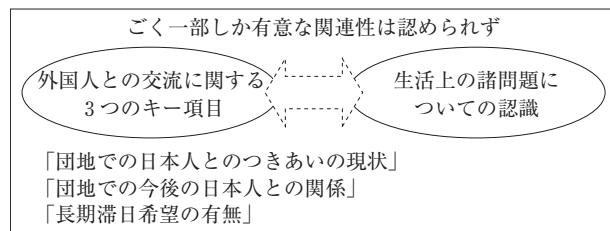


図2 外国人調査にみられる「日本人との交流」と問題認識との関連性

キー項目として定め、生活上の諸問題に関する回答傾向との関連性を探った。日本人調査とは逆に、外国人調査の場合、3つのキー項目と生活上の諸問題についての認識には、ごく一部しか有意な関連性は認められなかった(図2)。このことは、外国人の場合、日本人との交流程度や滞日希望の度合いによって、生活上の諸問題に関する認識に基本的な違いがあるわけではないことを意味している。

いずれにせよ、生活上の諸問題についての認識のズレが、日本人と外国人双方の理解と受容を妨げている大きな要因であろう。こうした認識のズレを解消してゆくことが、地域コミュニティにおける共生を進めてゆく上で不可欠の課題となる。

6 意識調査後の動向

6-1 管理部署の動き

T団地を管理する静岡県、とりわけ島田土木事務所は、T団地の事例を公営住宅における多文化共生をめぐるある種のパイロットケースとして位置付けており、2002年度中からすでにいくつかの対応策に着手した。その主たる柱は、2002年度に島田土木事務所がT団地の管理を担当していた横田[2003:308-309]が的確にまとめているように、①団地での生活に伴う種々の手続きや生活ルールをわかりやすく外国人居住者に伝えること、②「入れ替え問題」(実際の入居者が届け出上の入居者とは入れ替わっている事態)に対して適切に対応すること、の二点であった。

このうち①については、特定の人のためではなく、すべての人にとって使いやすいというユニバーサルデザインの視点に立ったサービス改善実践例がある。申請書類や手続きを説明するパンフレット類について、イラストを交えたポルトガル語版、スペイン語版、日本語版のパンフレットを作成し、日本語版パンフレットでは平易な日本語を用いるようにしたのである。「県営住宅への入居のご案内」という入居希望者向けのパンフレットと、『県営住宅 すまいのしおり』という入居者向けの冊子について、2002年度版と2003年度版を見比べると、その違いは一目瞭然である。

こうした改変が実現した背景として、2002年度に立ち上がった県営住宅管理部署における実務担当者連絡会の存在が大きい。実務担当者が末端業務を遂行するなかで問題意識を持って、それを持ち寄って討議する機会がないと、問題が埋もれたままになってしまう。「縦割り」の弊害を指摘される行政だが、今回の連絡会のよ

うなタスクフォース（特定任務遂行のために編成される機動部隊）が受益者サービスの視点に立った改変の担い手となりうる事が十分証明された。

また上記②の点についても、一律に厳格な対応方法を適用するのではなく、入居規則をよく知らないことに起因する場合と意図的に又貸ししている場合とを区別して取り組んでいる点は評価できる。居住者が管理者側に求めることとして、悪質な居住者に対する対応も挙げられる。管理者側の言い分としてしばしば耳にするのは、「建物の管理が業務であり、居住者間の問題は当事者で解決してもらおう」というものだが、再三の注意にもかかわらず他者が健康を害するほどの事態に陥っている状態を、管理者としても放置しておくべきではない。

2003年度はさらにいくつかの動きがみられた。その第一は、県中部地区の県営住宅に入居する外国人を対象とした入居説明会でも通訳が同席するようになった点である。第二は、T団地に団地全体を担当する外国人の管理連絡員が置かれるようになった点である。県下初の外国人管理連絡員になったのは、T団地に居住する日本語の堪能なブラジル人女性である。その女性は団地近くのブラジル人学校での教師経験があり、団地に住む外国人居住者との交友関係も広い。第三は、2003年度も団地集会場での外国人居住者向け説明会が継続された点である。行政の手続きやごみの出し方、引っ越し時の注意点等についてポルトガル語とスペイン語も併用して説明がなされたため、引っ越し時に管理部署に問い合わせの電話をかけてくる外国人も増えてきたという。

6-2 焼津市の動き

2003年2月、焼津市国際室の主催により、W地区の公民館で「T団地地区における外国人代表と自治会役員との会合」が開催された。この会には、主催者である焼津市のほかに、静岡県国際室、島田土木事務所など行政機関の担当者、地元W地区の公民館長、T団地周辺の自治会関係者、T団地の新旧自治会長、T団地に住む外国人居住者（外国人管理連絡員を含む）、外国人と関係が深い行政書士、ボランティア団体代表などが出席した。日本人側・外国人側双方が意見を述べあう会合としては、W地区ではじめての機会だった。そこで提起された内容がすぐに実現するわけではないが、このようなコミュニケーションのチャンネルを地区単位（T団地を含む中学校区単位）で形成できたことの意味は大きい。T団地だけにすべての負担を負わせるのではなく、また一足飛びに焼津市全体で組織を立ち上げるのではなく、地区単位で問題に取り組む試みは、各種の人的資源を顔の見える関係で結びつける上でメリットがあった。ただしその後会合は散発的に開催されるだけで定期化はされず、日本語教室開設の要望などが出されたものの、実質的な活動は展開しないまま現在に至っている。

6-3 自治会の動き

T団地では2003年度、スペイン語のできる40歳の若い居住者が自治会長になった。また、ブラジル人2名、ペルー人1名が組長（棟ごとに選出される役員）に加わり、自治会活動に外国人居住者の意向を直接

反映させる回路ができた。外国人居住者のなかには、子どもの誕生会のようなイベントで団地の集会場を利用したいとの希望があったが、2003年度からは、責任を持って後片づけすることを条件に集会場を開放するようになった。

2003年度の自治会長は、外国人居住者の団地行事への参加を促すべく、外国語で記された行事案内を掲示・配布するなど、積極的な働きかけに努めた。その結果、地区運動会や防災訓練に参加する外国人居住者も増加した。中学校区で実施する地区運動会には、これまでも外国人居住者の参加があったが、防災訓練の参加者が少しずつ増えてきた点は注目すべきである。東海地方においては大規模な地震のおそれが指摘されているが、その一方で外国人に対して十分な防災情報が提供されているとは言い難い。外国人の関心も高い防災訓練は参加型の行事であり、消火訓練や炊き出しなどでは日本人と外国人が共同で作業を進める場面も期待できる。こうした機会は相互交流のひとつの契機として重要だろう。

新しい自治会長はさらに、毎月1回おこなわれる不燃物収集に外国人居住者の協力を求めた。この作業はこれまで各棟の組長が担当していたが、ビン類の回収・運搬は力仕事であるため、女性や高齢者には負担が大きいからである。そこで協力してくれそうな若い外国人居住者に組長が個別に声をかけ、ボランティアでの協力を依頼した。不燃物収集作業を通じて自治会活動に協力できたことを喜び、「自分たちにも役割を与えてくれたことを感謝している」と述べる外国人居住者が現れ、また同時に日本人居住者のなかにも外国人への信頼感が醸成されてきた。その結果、これまで外国人に組長を任せることに反対だった日本人居住者のなかにも、外国人組長への抵抗感が薄らいできた。2003年度の自治会総会では、外国人組長を容認し、場合によっては日本人居住者がサポートする体制ができた。

しかし他方で、自治会の集まりに出席した外国人に対し、そこに出席していない外国人居住者が引き起こしたトラブルに関して苦情を言われるような場面も生じ、出席した外国人のなかには「自分はちゃんとやっているのに、うるさく言われる」と気分を害する者も出てきた。前章でみたように、日本人居住者の多くは外国人受け入れの条件として「生活ルールの遵守」を挙げるが、その場合には、一方的な価値観の押しつけではなく、双方向的な受容姿勢が求められる。すなわち、日本人が暗黙に共有している生活ルールを明確にすると同時に、その背景や理由をも伝える必要があるし、日本人側にも人種差別的言動に対する反省と注意が求められる。また、外国人居住者の一部をもって全体の傾向と決めつけないような見方を徹底することも重要だろう。こうした相互的な変容が前提とされていない場合、「生活ルールの遵守」は単純な同化主義的主張に陥りかねない。

7 むすび

われわれがアンケート調査を実施したのは、日本人居住者の一部から嘆願書が提出された直後だったが、調査結果から浮かび上がったのは、相互理解を拒んで全面対

決する日本人居住者と外国人居住者の姿ではなかった。たしかに、日本人側と外国人側との間には団地での生活上の諸問題に関する認識のズレがあり、それが嘆願書提出の背景になっていることは否めない。けれども、両者の間には交流に向けての明確な志向性があり、人的交流にもとづいた相互理解の可能性は十分に認められた。むしろ問題なのは、外国人側から日本人側に対する積極的な交流希望と比較した場合の、日本人側から外国人側への交流希望の少なさ——そして日本人どうしの交流の低調さ——であった。「外国人が増えて問題が発生した」というより、コミュニティとしての足腰の弱さが言語障壁を伴った隣人（外国人居住者）の出現によって露呈したと考えるべきなのではないだろうか。団地での生活の当事者である自治会側には、外国人を拒絶するのではなく、交流関係を築いてゆくためにしくみを変えてゆく柔軟な姿勢が求められよう。

この点で示唆的なのは、静岡県磐田市の県営住宅I団地の事例である〔池上 2004〕。I団地は管理戸数300戸（実質入居世帯数は280戸程度）のうち外国人世帯比率が4割を超え、静岡県の県営住宅のなかでは最高となっている。しかし（あるいは「それゆえに」と言うべきか）、外国人居住者を自治会活動から排除せず、むしろ積極的に取り込む形で自治会活動をおこなっている。2004年度現在、階段ごとに選出される自治会役員（班長）の約7割がブラジル人をはじめとする外国人である。外国人班長のなかから通訳担当者を選出し、自治会の会合は日本語とポルトガル語が交互に入り交じって進められる。2003年度には、自治会活動に関連した通訳・翻訳を担当する「自治会サポート委員会」が発足し、外国人居住者5名がボランティアとして地域防災訓練などの折に活動している。回覧板での配布物や団地内の掲示物でも徹底した多言語対応を図っており、原則として日本語とポルトガル語の双方で記載することとしている。I団地の場合も自治会役員は1年任期で交代するが、I団地自治会を含む地区自治会長の尽力や「自治会サポート委員会」の存在などが背景となり、役員が顔ぶれが変わっても外国人居住者への対応が変わらないように協力体制を固めつつある。さらにI団地では、行政と地域の協働により、団地の集会場において外国人の子育て支援事業が進められている。

このように、ほかの公営住宅では、外国人が自治会役員を務める場合も珍しくはない。外国人居住者を拒絶したり排除したりすることはできないし、今回の調査からも明らかになったように、T団地に住む外国人のなかには長期滞在を希望する者も少なくない。したがって、今後も外国人居住者の存在は団地自治会にとって所与の条件となり続けるだろう。そうなると、外国人居住者を自治会活動の阻害要因として捉えるのではなく、新しいコミュニティづくりのリソース（人的資源）として捉えるような発想の転換が求められていると言えるのではない¹¹⁾。つまり、外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか否かではなく、いかにして担い手として地域コミュニティのなかに組み込んでいくかが議論すべき課題となっているのである。それは「外国人問題」の解決ではなく、地域コミュニティの再生という文脈で考

えてゆくべきものだろう。

愛知県においては2003年度より、県民生活部国際課がNPOに委託する形で愛知県多文化共生プロジェクト事業（外国人集住地域ネットワーク）を立ち上げた。そこでは、外国人の集住がみられる県内の6団地の自治会がネットワーク作りを進めている〔外国人集住地域ネットワーク報告書作成委員 2004〕。当事者を核としながらも団地ごとに孤立するのではなく、自主的取り組みに関する情報を交換し、関連機関への訴えかけに際してスクラムを組もうとしているのである。その成果はまだ確たる評価を得る段階にはないが、居住者の多国籍化・多言語化・多文化化が進む各地の公営住宅にとって、向かうべき方向のひとつであるように思われる。

注

- 1) 本稿は、2004年9月26日に愛知県立大学で開催された生涯発達研究施設公開シンポジウム（定住外国人との共生を考えるⅢ）での研究発表「ボーダレス時代の公営住宅における共生への足がかり—焼津市・T団地での居住者意識調査から—」（池上重弘・福岡欣治）をベースとしている。シンポジウムでの発表の機会を与えてくださった愛知県立大学文学部の山本かほり先生に感謝の意を表したい。また、その時のディスカッションでは実践活動経験の豊富なフロア参加者の方々から示唆に富んだコメントをいただくことができた。併せて感謝したい。なお、本稿のもととなるアンケート調査結果については、次の3つの研究成果で報告している。池上〔2003〕は、速報資料として単純集計結果をまとめ、日本語・ポルトガル語・スペイン語で記載した。池上・福岡〔2004〕はT団地での調査の全般的な報告書であり、アンケート調査結果についても詳細な分析を展開している。本紀要に掲載されている福岡・池上〔2004〕は、日本人調査と外国人調査の対比に焦点を当てた分析結果をコンパクトにまとめたものであり、本稿と併せて読んでいただくことを想定している。なお、調査にあたってご協力いただいた静岡県島田土木事務所建築住宅課、焼津市総務部行政課国際交流室、ならびにT団地自治会の皆様に謝意を表す。
- 2) 業務請負業者は工場内の一部を借りて生産を請け負う形で契約を結び、請け負った業務を遂行する労働力として自社の外国人労働者を投入する。こうした間接雇用のメカニズムの詳細については丹野〔2002〕を参照。さて、間接雇用にかかわる2004年3月1日施行の「改正労働者派遣法」では、派遣可能な業務として「物の製造」の業務が加わった。これによって製造業分野でも派遣労働が可能になったが、実態としては改正以前から「業務請負」の名目の下で派遣労働がおこなわれていた。「業務請負」では現場での指揮命令を含めて一切の作業を外部業者（業務請負業者）に委託する。業務請負業者は、請け負った作業を遂行するため、自社で雇用している外国人労働者を工場に配置し、自社の責任において監督する形態を取るようになってきている。しかし実際のところ、現場に配置された外国人労働者は、請負業者側ではなく派遣先企業（現場）の指揮命令を受ける形態が多く、委託側の現場も、受託側の請負業者も、そして外国人労働者自身も、外国人労働者の就労形態を「派遣」として捉えている場合が圧倒的多数である。したがって、本稿では以下、業務請負業者という名目上の名称ではなく、実態を反映した「人材派遣会社」という名称を用いることにする。
- 3) 外国人集住団地に関する先駆的な実証研究としては、豊田市保見団地をフィールドとした都築の研究が挙げられる〔都築 1995、2003〕。保見団地では1990年代後半、日本人居住者と外国人居住者との間に深刻な対立・反目が生じ、それを乗り越えるための努力が重ねられた〔松岡 2001〕。近年、保見団地については、ブラジル人居住者側の視点から外国人集住団地の生活を捉えた研究もなされている〔白井 2003；ヤマグチ 2003〕。愛知県内においてはさらに、都築〔1998〕による豊橋市の団地での実証研究があげられるし、西尾市の公営住宅においては、対立が深刻化する前に地元住民が共生へ向けた働きかけを進めた事例が報告されている〔小池・山本・松宮 2003；松宮 2003、2004；山本 2003、2004〕。群馬県太田市・大泉町のエリアをフィールドと

- した広範囲にわたる実証研究のなかでも、公営住宅に焦点を合わせた研究が実施されている [小内 2001]。静岡県浜松市の外国人集住団地の事例については池上 [2001a, 2001b] を参照のこと。
- 4) 焼津市の産業に関するこの部分の記述は、『焼津市制 50 周年記念市勢要覧』(焼津市秘書広報課 2001)、および『平成 13 年度版焼津市統計書 (第 85 号)』(焼津市財務部 2002) の記載をもとに、焼津市国際交流室での聞き取り結果を反映させたものである。
 - 5) 研修ビザで 1 年間滞在したのち、特定活動ビザに切り替えて技能実習生としてさらに 2 年間滞在する者もいる。
 - 6) 焼津市では 1994 年に焼津市外国人対策協議会が警察の主導で設立された。警察署が事務局を担当し、焼津市からは市民課長、国際交流室長、外国人登録業務担当者らが参加、さらに商工会事務局長なども参加していたが、1998 年以降は休止状態となっている。
 - 7) 静岡県の県営住宅に関する管理は県内に分散する 9 つの土木事務所がおこなうが、入居者との間の書類の授受などフロント業務は県内 3 ヶ所の住宅供給公社に委託されている。T 団地を含む焼津市の県営住宅は島田市にある島田土木事務所が管理するが、フロント業務の窓口は静岡市にある静岡県住宅供給公社中部支所が担当する。
 - 8) 静岡県住宅供給公社中部支所の担当者によれば、中部支所管内の県営住宅への外国人入居者についてみると、日本人が連帯保証人となっている場合が 7 割近くを占めるという。
 - 9) 高齢者や障害者については、日本人居住者であっても組長候補から除外する場合がある。
 - 10) アンケート調査の方法および分析結果の詳細については池上・福岡 [2004] を参照。また、福岡・池上 [2004] は本章と重複する点があるが、より詳細な統計的分析結果を記している。
 - 11) ただし、外国人の存在をリソース (人的資源) として捉える視点を強調しすぎるのは危険である。なぜなら、人間存在を功利的観点から捉える発想には、効用や利益をもたらさない人間の存在を否定する視点が潜んでいるからである。たとえば外国人障害者を排除するような社会は、ここでいう新しいコミュニティのあるべき姿ではない。

引用文献

- 福岡欣治・池上重弘 (2004) 「多文化化する公営住宅における居住者の意識—焼津市・T 団地の事例分析—」『静岡文化芸術大学研究紀要』5 (印刷中)。
- 外国人集住地域ネットワーク報告書作成委員 (2004) 『すべての人が住みやすい地域づくりをめざして』(平成 15 年度愛知県多文化共生プロジェクト事業外国人集住地域ネットワーク報告書)。愛知県県民生活部国際課。
- 池上重弘 (2001a) 「浜松市内の公営住宅における外国人居住者増加の様相と背景」『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』池上重弘 (編), 60 - 84 ページ所収。明石書店。
- 池上重弘 (2001b) 「浜松市の公営住宅におけるブラジル人と日本人の接点」『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』池上重弘 (編), 85 - 122 ページ所収。明石書店。
- 池上重弘 (2003) 『焼津市・T 団地の多文化化状況をめぐる調査 (日本人用・外国人用)—単純集計 (速報資料)—』静岡文化芸術大学。
- 池上重弘 (2004) 「コミュニケーションから信頼と協力、そして共生へ—静岡県磐田市における多文化共生への取り組み—」『国際人流』208 : 26 - 27。
- 池上重弘・福岡欣治 (2004) 『多文化化する公営住宅における居住者の意識—焼津市・T 団地における調査から— (平成 14 年度静岡文化芸術大学学長特別研究研究成果報告書)』静岡文化芸術大学。
- 稲葉佳子 (2003) 「外国人の住宅・居住問題」『移民の居住と生活 (講座 グローバル化する日本と移民問題 第 2 期 第 4 巻)』石井由香 (編), 133 - 182 ページ所収。明石書店。
- 喜多川豊宇 (1996) 「浜松市における日系ブラジル人の生活構造と意識—日伯両国調査を踏まえて—」『東洋大学社会学部紀要』34(1) : 109 - 200。
- 小池康弘・山本かほり・松宮朝 (2003) 「愛知県におけるブラジル人の生活実態とその定住化—西尾市の事例を中心として—」『社会福祉研究』(愛知県立大学文学部社会福祉学科) 5 : 53 - 96。
- 大久保武 (1998) 「地域労働市場の変容と外国人労働者の「階層性」—工業都市浜松における「日系南米人労働者」を中心に—」『日本都

- 市学会年報』32 : 234 - 244。
- 小内純子 (2001) 「地域生活における外国人とホスト住民」『日系ブラジル人の定住化と地域社会』小内透・酒井恵真 (編), 161 - 196 ページ所収。御茶の水書房。
- 松岡真理恵 (2001) 「地域の政治問題と化する外国人集住の現状と地域での取り組みの限界—愛知県豊田市保見団地の事例から考える—」『国際移民の新動向と外国人政策の課題—各国における現状と取り組み—』梶田孝道 (編), 215 - 237 ページ所収。一橋大学。
- 松宮朝 (2003) 「外国籍住民の増加と地域再編 (1)—愛知県西尾市を事例として— (1) 地方都市における地域集団活動活性化のメカニズム」『愛知県立大学文学部論集』52 : 105 - 124。
- 松宮朝 (2004) 「外国籍住民の増加と地域再編 (2)—愛知県西尾市を事例として— (2) 西尾市 S 町、O 町における地域活動の比較分析」『社会福祉研究』(愛知県立大学文学部社会福祉学科) 6 : 45 - 56。
- 宮島喬 (2003) 『共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題—』有斐閣。
- 下平好博 (1992) 「移民労働者の地理的集中と住宅問題—西ヨーロッパ諸国の比較—」『外国人労働者論—現状から理論へ—』伊豫谷登士翁・梶田孝道 (編), 255 - 291 ページ所収。弘文堂。
- 白井彩絵 (2003) 「外国人集住地域におけるあるブラジル人家族の生活世界」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』4 : 75 - 107。
- 丹野清人 (2002) 「外国人労働市場の分岐の論理—エスニックな分水嶺の発生メカニズム—」『国際化する日本社会 (シリーズ国際社会 1)』梶田孝道・宮島喬 (編), 45 - 68 ページ所収。東京大学出版会。
- 都築くるみ (1995) 「地方産業都市とエスニシティ—愛知県豊田市 H 団地における日系ブラジル人と地域住民—」『増殖するネットワーク』松本康 (編), 235 - 281 ページ所収。勁草書房。
- 都築くるみ (1998) 「日系ブラジル人の地域生活と自治会の受け入れ—愛知県豊橋市を事例として—」『社会学論集 (名古屋大学文学部社会学研究室)』19 : 65 - 82。
- 都築くるみ (2003) 「日系ブラジル人集住地域における生活世界と人間関係」『移民の居住と生活 (講座 グローバル化する日本と移民問題 第 2 期 第 4 巻)』石井由香 (編), 183 - 213 ページ所収。明石書店。
- ヤマグチ、アナ・エリーザ (2003) 「日本における外国人居住と地域住民の諸問題の再検討—日系ブラジル人住民の視点から—」『ラテンアメリカ・カリブ研究』10 : 21 - 31。
- 山本かほり (2003) 「外国籍住民の増加と地域再編 (1)—愛知県西尾市を事例として— (2) ボランティアグループのネットワークと外国人支援」『愛知県立大学文学部論集』52 : 125 - 142。
- 山本かほり (2004) 「外国籍住民の増加と地域再編 (2)—愛知県西尾市を事例として— (1) 県営 X 住宅と県営 Y 住宅の比較から」『社会福祉研究』(愛知県立大学文学部社会福祉学科) 6 : 35 - 43。
- 横田恭子 (2003) 「ユニバーサルデザインと在日外国人—ある団地の共生への取り組みから—」『Σ Y N (ボランティア人間科学紀要)』4(2) : 299 - 312。